

第 1 2 1 号議案

東埼玉消防指令業務共同運用協議会規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 6 の規定により、東埼玉消防指令業務共同運用協議会規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

令和 7 年（2025年） 1 2 月 1 日提出

越谷市長 福 田 晃

提案理由

東埼玉消防指令業務共同運用協議会の事務所の位置を変更し、東埼玉消防指令センターを置くため、東埼玉消防指令業務共同運用協議会規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 2 5 2 条の 6 の規定により、提案するものである。

東埼玉消防指令業務共同運用協議会規約の一部を変更する規約

東埼玉消防指令業務共同運用協議会規約の一部を次のように変更する。

第4条中「事務」の次に「（以下「協議会の担任する事務」という。）」を加える。

第5条中「大沢二丁目10番15号越谷市消防局内」を「大字大泊309番地1」に改める。

第11条中「経て」の次に「、東埼玉消防指令センターに」を加え、「設ける」を「置く」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

協議会の担任する事務を処理するため、東埼玉消防指令センターを置く。

別表中「共同消防指令センター」を「東埼玉消防指令センター」に改める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。